

T・ヴェブレン『特権階級論』*1(猪俣津南雄*2訳) 報告:岡崎

*1 実業企業及び産業の実業的管理の根底に横たわる法律慣習の諸原理と18世紀末に台頭した産業の新秩序に依り生み出された物質的諸条件との間の矛盾を明らかにし、それから催起された市民的、政治的困難に関する思索の試み(原著者の序文)

*2(1889~1942)社会主義者。1927年、山川均らとマルキシズム理論誌『労農』を創刊。

第1章 知識信仰の不安定

<近世的見地> 習性の事柄。時と所の制限。近世キリスト教諸国の一特質。
<見地の相対性> 権利、公正、合宜、義務と知識、信仰、趣味に関する原理、標準。時代、国民により異なる。

<習慣(的視野)の突然変異> 環象の変化により新しい釣合を保つ原理群が必要になる。
中世から近世への習慣的視野の突然変異。

<知識信仰の標準と行為の(慣用の)規矩> 人々はここから実際生活における行為の規矩を編み出す。

<「中世心意」的諸実在の崩壊> 星占、巫(ふ)術、門閥、祈祷の効験、帝王の神権 = 不可量物*。

<経験の強要> 知識信仰の規矩は法律道德の諸原理より一層速やかに、経験により改修や正誤に曝される。経験は事実性や可信性に関する慣用標準の改修を強要する。

<廃用と置換に依る退化> *固定した習慣の力に依て公理のようにになっている虚構の一片。不使用や置換により退化する。

<仕事日的な諸事実の力> 日々の物質上のかかわりに於て諸人が強いられる知識や信仰の範囲及び方法は・・・物質的経験の直接領域の外にある不可量物的諸事実にかかわる一切の知識信仰の範囲及び方法にも変化を及ぼす。

<既成制度物の運命> 過去の見地に属する信念や慣行(法律慣習の既成組織)は、当然にその構成諸原理を修正する時機に達する。

<機械学的概念*3の影響> 近代科学及び工芸学の規模と方法。事実本位的な空気。

<法律慣習の不可量物的諸原理> 科学や工芸学に比し、近世的見地に遅れているが、何れは機械学的見地の列に加わる。

<改造の問題> 文明諸国民を戦争(第1次世界大戦、キリスト教世界の構成の失敗)の禍害から救い出すには如何にすべきか。法律慣習に対する近世的見地の構成的諸原理は再査に付されねばならない。

<戦前状態と18世紀的見地> 18世紀創定の法律的道德的原理群をこの犯罪(第1次大戦)の従犯者と見ることが出来るか。

<戦後の危機に即しての期待> 「戦前状態」への復帰を不可能とするほどの修正は可能であるか。

<普通人の心状> 近代世界の基抵。文明世界の運命に決定的条件。

*3 mechanical 機械的: ①目的論的の対 ②有機的の対 ③物質的 ④無意志的

mechanical materialism 機械的唯物論(形而上学的唯物論): 生命や人間意識の世界を物理的自然界と同じようにみて、力学的法則で説明しようとする。

mechanism 機械論: ①哲学—宇宙論 ②生物学—有機体の変化・運動 ③心理学—心理分析 ④一般—自然は物質の運動、それ自体自動的に運動変化する